

令和元年度第2回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 令和元年5月10日(金)
招集場所 米子市役所 401会議室
開 会 午後2時30分
出席農業委員 1番 足立寛隆委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員 5番 遠藤泰三委員
6番 大太勇三委員 7番 大縄敬次委員 10番 小西淳一委員 11番 角力委員 12番 高西史郎委員(会長)
13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員 16番 中本公平委員(会長職務代理) 17番 森中喜輝委員
18番 矢倉篤實委員 19番 吉澤一誠委員
欠席農業委員 8番 木村美紀委員 9番 公本英夫委員
出席推進委員 大東清彦推進委員 影嶋六郎委員 佐々木知俊委員 小林秀美委員 田口正廣委員 西村茂春委員 松本裕三委員
本池実委員 植田直道委員 田中英省委員 高西早苗委員
事務局 宅和事務局長 日浦担当事務局長補佐 妹尾主幹 山本主幹 高田主幹
傍聴人 なし
日 程 1 農地法各条申請地現地調査
2 会長あいさつ
3 議事録署名委員の指名
4 議事
(1) 農地法各条申請審議等
ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について

オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後2時40分

議長（高西会長）

それでは、第2回農業委員会総会を開きます。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

議長（高西会長）

それでは、議席番号19番の吉澤委員と議席番号1番の足立委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、公本委員、木村委員です。

議長（高西会長）

それでは審議に入ります。3ページ議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、3ページ番号10の下郷について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

失礼します。番号10の下郷について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が相続した農地について、耕作の見込みがないため、以前より耕作を頼んでいた譲受人に購入を頼んだところ了承されたため、売買を行おうとするものです。取得後の経営面積は、803アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

10番の議案について説明いたします。現地調査日は4月30日、調査委員は中本委員、尾坂推進委員です。申請地は下郷の集落の東側で、県道淀江岸本線に接した田2筆の計2、893平方メートルの農地です。本件は、渡人が相続した農地について、今後、耕作の見込みがないため、以前より耕作している受け人に買ってほしいと頼んだところ了承され、売買を行うことになったものです。受け人は、田を7町3反、畑を4反ほど耕作されておりまして、取得する田の2筆は引き続き耕作する予定です。許可については問題ないと考えます。以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号11の大篠津について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

失礼します。番号11の大篠津町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が高齢等により、所有農地の耕作が困難となり、義理の息子に相談したところ、譲り受けてくれることとなり、贈与を行おうとするものです。取得後の経営面積は、46アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

本池推進委員

11番の議案について説明いたします。現地調査日は4月28日、調査委員は角委員、本池推進委員です。申請地は〇〇から近くの、畑2筆の計662平方メートルの農地です。本件は、渡人は、高齢により耕作が困難となってきました、この度、畑近くに住む義理の息子に相談し承され、贈与で農地を譲り渡すことになったものです。受け人は、畑を4反ほど耕作されておられる方で取得する畑の2筆はネギやかんしょなどを耕作する予定です。現地調査した時にもネギの苗が綺麗に植えてありました。許可については問題ないと考えますので、よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号12の長砂町について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

失礼します。番号12の長砂町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が高齢等により、所有農地の耕作が困難となり、不動産屋に相談し、譲受人の紹介を受け売買を行おうとするものです。取得後の経営面積は97アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

小西農業委員

12番の議案について説明いたします。現地調査日は5月5日、調査委員は小西委員、佐々木推進委員です。申請地は〇〇に行く道筋で、ずっと耕作されていない田と畑です。現地に行きましたら、ほぼ半分以上の所がもう耕して水が張ってあって、もうすぐ田植えが出来る状態になっていました。あとの半分は畑にされるようで、まだ草は残っていました。買われる方は境港市に7反ほど、市内に1反ほど耕作されております。今までの耕作放棄地が綺麗になっていまして、非常にいい結果と言いますか、許可については問題ないと考えます。以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

事務局ちょっと聞いてみるけど、受人はちゃんと耕作するって言っておられますか？

小西農業委員

境港市の耕作証明をいただいております。

議長（高西会長）

分かりました。境港市の耕作証明がついていたわけですね。

何か他にありませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号13の富益町について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

失礼します。番号13の富益町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が耕作に苦慮しており耕作可能な親せきに相談したところ了承されたため、売買を行おうとするものです。取得後の経営面積は75アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

田中農業委員

13番の議案について説明いたします。現地調査日は4月27日、調査委員は田中委員、足立委員です。申請地は〇〇の近くで、富益の畑1筆239平方メートルの農地です。本件は、渡人が〇〇の方に住んでおられますが、実家の方が空き家になっていたそうです。そんな訳で、従弟にあたる受人に相談され、受人の息子さんが渡人の実家に住まわれることになりました。それに合わせて今回の農地売買ということになりました。受人さんは〇〇の方に住んでおられますが、田を2反3畝、畑を4反9畝ほど耕作されておりまして、取得する畑は〇〇に移住することになった息子さんと一緒に耕作される予定です。許可については問題ないと考えます。審議の方よろしく申し上げます。以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて番号14の大崎について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

失礼します。番号14の大崎について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は譲受人の規模拡大の意向により、譲渡人が所有している農地について売買を行おうとするものです。取得後の経営面積は49アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

矢倉農業委員

14番の議案について説明いたします。現地調査日は5月8日、調査委員は矢倉委員、松本推進委員です。受人は畑を4反5畝ほど耕作しています。隣地で耕作中の受人が規模拡大の意向のため、渡人に直接お話しして売買を行うものとなります。申請地は〇〇近くの、畑1筆396平方メートルの農地です。許可については問題ないと考えます。以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

足立農業委員

ここは、タバコですか。

矢倉農業委員

タバコを作っています。

議長（高西会長）

まだタバコを作付されるのは多いですか少ないですか。

足立農業委員

タバコ作っているのは大崎では〇〇さんだけでしょう。

矢倉農業委員

はっきりと確認はしていませんけども、昔からこの〇〇さんが、葉タバコを親の代から作っておられます。

議長（高西会長）

どこもねえ、淀江も2人になってしまって。

他にありませんかいね。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、4ページ番号15の葭津について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

失礼します。番号15の葭津について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が相続した農地について、耕作の見込みがないため、譲受人に買ってほしいと頼んだところ了承され、売買を行おうとするものです。取得後の経営面積は、37アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

松本推進委員

15番の議案について説明いたします。現地調査日は4月11日、調査委員は矢倉委員、松本推進委員と弁護士で行いました。申請地は〇〇近くで、葭津の田3筆の計3,792平方メートルの〇〇に面している農地です。本件は渡人が相続した農地について、今後耕作の見込みがないため、弁護士からの紹介で受人に買ってほしいと頼んだところ了承され、売買を行うことになったものです。受人は現在耕作はしていませんが、私のところにも弁護士を介して相談に来て、営農計画を検討しております。いきなり4反程度は難しいので、かんしょからスタートして少しずつ拡大していくよう話しました。許可については問題ないと考えます。以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

田中農業委員

新規就農とありますけども、この方はまったくの素人ですか。

議長（高西会長）

事務局、そのへんはどうですか。

事務局（妹尾主幹）

経験は無いということでしたので、説明いただいたとおり少しずつ広げていく予定だという事を話しておられました。

松本推進委員

現在、田ですので、どうするのですかと聞きましたら、埋め立てて畑にすると聞きました。

矢倉農業委員

私も見たのですけども、現在は草が長年放置してあったんで生えています。それを刈って耕作しようと。まあ、意思がある人をできないと言いやうも無いし、まあその意思を尊重して耕作していただけるように、我々もいろいろと相談に乗ろうかなという考えです。

議長（高西会長）

弁護士が中に入るということは、いろいろと問題があるという事だと思っておりますけども、売られる人は年配の人ですか。

矢倉農業委員

年配じゃないです。相続で娘がその土地を相続したのですが、ずいぶん若いです。相続したけども投げっぱなしになっており、この弁護士がここに登場したというのは、その土地に抵当権が付いているということで弁護士が出て来てこの土地を〇〇さんという人を買ってもらえないかと、〇〇さんはそれなら買って農業でもしようかなと、こういう考え方でございます。〇〇さんは60代の方です。

議長（高西会長）

新規就農みたいだという声が出ていましたけれど、地元委員さん始め事務局がこの方に寄り添ってあげて、そうして耕作をお願いしないと思っておりますけれど、今後ともひとつよろしく申し上げます。

他にありませんかいね。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号16の両三柳について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

失礼します。番号16の両三柳について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人は今後耕作の見込みがないため、買ってくれる方を近所で探したところ、譲受人が希望したため売買を行うものです。取得後の経営面積は57アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

大縄農業委員

16番の議案について説明いたします。5月1日に山中推進委員さんと現地調査しました。申請地は、〇〇の近くの田1筆215平方メートルの農地です。本件は、渡人は今後耕作の見込みがなく、受人の希望で売買を行うものです。受け人は田を2反6畝、畑を2反9畝ほど耕作されておりまして、取得する田は耕作する予定です。なお、価格は近隣の〇〇近くで県道拡張があり買収価格で交渉したとのことですので。許可については問題ないと考えます。以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

佐々木推進委員

これ見ますと、215平方メートルを〇〇円も出して農業するという考え方は、ちょっとどうなのですかね。

事務局（宅和事務局長）

この場所はですね、市街化区域でございまして、自衛隊道路沿いで、いつでも転用をしようと思えば家が建てられる可能性が高い場所です。金額的には市街化区域の建物が建てられる道路沿いの土地ということで、まあ宅地よりは安いのですが、これくらいの価格ではないかなと事務局では思っております。

議長（高西会長）

他に何かありませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、5ページ議案第2号をお願いします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見

を具申したいので審議を求めます。

それでは6ページ、番号の2の淀江町佐陀について審議いたします。それでは、担当委員さんから説明をお願いします。

高西推進委員

2番の淀江町佐陀について説明します。申請地は、淀江町佐陀の住宅化している地域の畑1筆で、面積は975平方メートルです。5月7日に高西委員と高西推進委員で現地確認しました。申請人は、家庭の事情によりまして農地を耕作するのが困難で、このままでは荒廃地となってしまう可能性があって、近隣の耕作者や居住者に迷惑をかけることになるんじゃないかということからアパート経営を計画されました。造成計画は、敷地境界にコンクリートブロック高さ36センチを設置し、その上に80センチのフェンスを設置します。雨水は、溜桝の設置と北側の既設道路側溝へ流します。この件については、自治会の排水同意を得てあります。隣接農地は申請者と同一であるため、耕作者同意は不要です。農地区分は、第3種農地に該当します。以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号3の上福原について審議いたします。それでは、担当委員さんから説明をお願いします。

吉澤農業委員

地元の影嶋推進委員さんから説明をしていただきます。

影嶋推進委員

3番の上福原について説明します。〇〇と昔の〇〇の間くらいにある新しく出来た住宅地の所です。転用目的は、娘が〇〇を開店するため、隣地を貸駐車場として計画したものです。5月3日に吉澤委員、影嶋推進委員で現地確認しました。造成計画は盛土40センチ、雨水

の排水は、地下浸透または自然流下で横にある水路に流れる計画です。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。農地区分は水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、500メートル以内に2つ以上の教育施設がある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。駐車場に入る所に水路がありますが、そこは鉄筋コンクリートで自動車が入れる橋を架けられるそうです。今は田になっていますけど、現在は畑です。駐車場の一部はアスファルト舗装されるのですが、半分くらいして残りは盛り土だけでされるみたいです。それから夜10時くらいまでで駐車場は消灯されるようで、隣近所に了解を得ておられるようです。よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして7ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、8ページ番号7の彦名町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

田口推進委員

7番の彦名町について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。現在譲受人は、〇〇に居住していますが、子供さん3人と夫婦の5人家族のため年々手狭を感じていたところ、妻の実家の近くに申請地を知り住宅の建築を計画したものです。5月3日に公本農業委員、田口推進委員で現地確認しました。造成計画は盛土30センチ、土羽打ちをし、汚水の排水は、合併浄化槽から既設の道路側溝へ放流する計画で、雨水の排水は雨水桝から既設の道路側溝に流す計画です。米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地は地権者の土地です。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。農地区分は、街区の面積に占める宅地の割合が40パーセントを超える区域内にある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろし

くお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

吉澤農業委員

第3種農地で宅地の割合が40パーセントを超える区域内にある農地というのと住宅用公共施設等が連たんしている区域内にある農地とあるのですが、この違いみたいなものは。

事務局（宅和事務局長）

住宅団地の際でして、住宅団地の道路に囲まれておりまして、県の方もここは街区として認めるという判断をしております、今まで何件か転用が出ている所でございます。近接の10ヘクタール以内の農地というのは、こういうのには該当せずに、一般的に広がりのある農地で10ヘクタールには満たないというような塊の中にある農地が近接の10ヘクタール以内の農地となります。おそらく連たんでもいいかなとも思うのですが、3種でも該当事由がとれるので、一番緩い基準に該当させるようになっていますので、このような理由となっております。

議長（高西会長）

他にありませんかいね。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号8の両三柳について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

8番の両三柳について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。母親の土地に住宅の建築を計画したものです。5月3日に山中推進委員と現地確認しました。造成計画は盛土20センチ、汚水の排水は公共下水道に接続し、雨水の排水は雨水枡から既設の道路側溝に流す計画です。米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地は地権者の土地です。開発許可についても見込みがあることを確認しております。農地区分は、住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地であるため第3種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号9の大崎について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

矢倉農業委員

9番の大崎について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。住宅の建築を計画したものです。5月8日に松本推進委員と現地確認しました。造成計画は、盛土最高30センチ、高さ60センチの擁壁を設置する計画で、汚水の排水は、合併浄化槽から敷地内の排水路を経由し道路側溝へ放流する計画で、雨水の排水も、敷地内の排水路を経由し道路側溝に流す計画です。米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地は地権者の土地です。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。農地区分は、規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

森中農業委員

汚水を道路側溝に浄化槽から落とすということですが、これは改良区等々の同意書、実行組合の同意書は貰うのですが、道路側溝についての放流先は、道路管理者の許可は必要無いものか。今回の件に限らず、どういう取扱いをしていますか。

事務局（宅和事務局長）

通常、市道、県道の側溝に落とす場合は、市や県の同意は提出してもらってはおりません。農道の側溝についても実行組合が管理していないもので、市が管理しているものであれば、公共的なものですので取ってはいないです。

議長（高西会長）

河岡で〇〇と〇〇で、あそこで分譲住宅でねえ、公共下水も集落排水も無いものですから、それで河川に合併化槽をして排水路といいますか、放流の許可を保健所の許可を取ってると思いますが、それで集落に、1年間に〇〇円使用料を払うと。もちろんそれを放流するには、し尿処理業者が定期的にな、条例に基づいて汚水の検査を、排水っていうか本当に基準値以下になっているかどうかというのをこまめにすると。大体そんな具合で。

森中農業委員

これは農業委員会としては必要無いかもしれんけど、都計法の計画の中ではちゃんと協議っていうか承諾を得ているということか。そのへん確認してないですか。

事務局（宅和事務局長）

そこは確認して見ないと、今お答えを出せません。

森中農業委員

いいです。

議長（高西会長）

今は集落排水や公共下水道ができていますので、そんな事は無いけども、以前は浄化槽をして河川に放流する時は保健所の許可がいったのですが。誰が管理するかとか。今はそういったことが少ないので、あんまり問題にされないけど。

吉澤農業委員

許可は取っていないということですけど、道路側溝に農業用水もちょろちょろあるわけね。

事務局（宅和事務局長）

それはですね、上福原でもあったのですが、実行組合の同意を得ているという扱いになっております。通常市道の側溝、県道の側溝にしましても、その先が、実行組合が管理している用水路、排水路に落ちる場合は、市道、県道の道路側溝の許可ではなくて、実行組合の同意を得ているということで。ですから全然排水路に入らないのであれば、実行組合の同意もいらないということです。

角農業委員

たまたまですね、この地域は下水道が無い所です。今計画されている住宅の裏の方に米川の支川であります川がありまして、そこに流すというのがありまして、昔はこの川が下流に田がありましたもので流す事は出来なかったのですが、今は田を全部放棄してしまっていますので、浄化槽からそのまま全部垂れ流しでOKということで、自治会長も地域では流すことについては了解しています。まあ問題無い。ただ近くに家があるのですが、近所の人から近所の人了解を得ていないというので、私宛に苦情が来たんですけども。

議長（高西会長）

今は集落排水や公共下水道が通って無いと合併浄化槽じゃないと許可しないので。前はそんなこと無かったですけども。

何か他にありませんかいね。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、9ページ番号10の大崎について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

矢倉農業委員

10番の大崎について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。住宅の建築を計画したものです。5月8日に松本推進委員と現地確認しました。造成計画は盛土32センチ、土羽打ちをし、汚水の排水は、合併浄化槽から既設の道路側溝へ放流する計画で、雨水の排水は雨水桝から既設の道路側溝に流す計画です。米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地は地権者の土地です。開発許可についても見込みがあることを確認しております。農地区分は規模が10ヘクタール未満の農地であるため第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

森中農業委員

これは、譲受人の〇〇さんと〇〇さんで住所も異なっているけど、これは〇〇さんがどれだけの面積で〇〇さんがそれだけの面積なのか。

矢倉農業委員

説明不足でした。〇〇さんと〇〇さんは、これから結婚するにあたって家を建てるというので両方の申請ということです。

議長（高西会長）

いいですかいね。

ひとつ聞いてみますけども、大崎の辺は公共下水道の計画はいつ頃ですか。

角農業委員

10年間はありません。

議長（高西会長）

それまではねえ、合併浄化槽の場合は大変ですが。

他に何かありませんかいね。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号11の大篠津町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

角農業委員

11番の大篠津町について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は太陽光発電施設です。造成については盛土20センチ、フェンスの高さ1メートル、雨水の排水は地下浸透または農業用水路に流れる計画です。それから進入に関しましては、現在は雑草だらけでしたけれど4メートル市道がありまして、そこから入ります。雑草対策は年3、4回草刈りをする計画です。パネルの管理や総合的な管理などは〇〇が管理します。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。農地区分は、大篠津町駅から300メートル以内にある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。20年後はどうするかということについては、業者の方の回答はですね、まあ状況を見て継続するか付け替えるか考えているということで、毎年経済産業省の点検項目となっていますので、きちんと管理して近所に迷惑かけないようにしてというのが回答です。

議長（高西会長）

周囲に農地はありますか。

角農業委員

農地は無いです。ちょっと離れた所にしか無いです。

議長（高西会長）

今日メガソーラーの業者と話したですけども、20年後には撤去ということですけども、だんだん技術も良くなってきてまして、20年後に寿命が来た時にですね、良くチェックして、一部替えたりして寿命が延長になるような事も、今経産省なんかは指導しているようですけども、まあ、どんな具合になるか分かりませんが、どっちにしてもわたしたち委員がね、周辺の農家の人が困らんように対応してあげないけんと思っておるところですけども。

他に何かありませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号12の尾高について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

12番の尾高について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。現地は、3月に農振除外案件として、バスでの現地調査を行った場所です。近くに〇〇、〇〇と〇〇がある尾高集落の近くです。転用目的は資材置場になります。5月30日に尾坂推進委員と現地確認しました。造成計画は盛土を最高43センチ行い、アスファルト舗装を敷設します。また、防護柵として周囲を高さ2メートルのフェンス設置を行います。ほか、隣接地がある南側に新規U字溝を設置し、土砂等の流入防止措置を行います。雨水の排水は敷地内に勾配をつけ、新規設置のU字溝から既設の排水路への自然流下となります。汚水の排水については発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、佐陀川右岸土地改良区の同意は確認しています。農地区分は、住宅等が連たんする区域内に近接する区域にある農地であるため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

ちょっと事務局聞いてみるけど、雨水の排水が無いけどどういうことか。敷地の中を駐車場されれば、溜枘で一か所にまとめて排水してもらおうようお願いしてありますよね。

事務局（高田主幹）

敷地が四角くありますけども、説明でも中本代理がおっしゃいましたけども、ちょっと敷地内に勾配を付けまして、南側に大きい U 字溝を設置しまして、そちらの方に流下させて、そこからの経由で道路の元々の既存の側溝に繋ぐ計画です。

議長（高西会長）

この南側に U 字溝をされるというのは、この申請しておられる業者の方がされると。

中本農業委員

それは、隣はたまたま〇〇があるもので、その辺の関係で排水が漏れてしまって〇〇の方に来てもいけませんので、その辺の事を注意してもらえれば。

議長（高西会長）

これは、舗装もするわけですね。

事務局（高田主幹）

そういった計画で出ております。

中本農業委員

舗装して勾配付けて U 字溝に流すと。ただそれが、大水が出た時とかは何ですけども。

議長（高西会長）

他にありませんかいね。

そういたしますと採決をしたいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答することといたします。

続いて、11ページ議案第4号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、14ページ番号5-1から17ページ番号5-15までを一括して審議します。

事務局から説明してください。

事務局（山本主幹）

利用権設定各筆明細について説明いたします。

14ページ番号5-1及び番号5-2は、再設定です。

番号5-3は借受人の希望による貸付です。

番号5-4から15ページ番号5-7は、再設定です。

番号5-8から16ページ番号5-11は、貸人の経営縮小に伴う貸付です。

番号5-12は、再設定です。

番号5-13から17ページ番号5-15は、借受人の希望による貸付です。

以上、番号5-1から番号5-15は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくお願いたします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、19ページ農地中間管理権を取得する場合について、番号5-1から25ページ5-28までを一括して審議します。

事務局から説明してください。

事務局（山本主幹）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

19ページ番号5-1から25ページ番号5-28まで、番号欄鍵括弧に、中間管理権取得理由が記載してあります。

Aは地権者の意向によるもので14件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替で11件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替で1件、Dは期間満了による更新で2件です。

番号5-1から番号5-28まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、27ページ所有権移転各筆明細について、番号5-1から28ページ番号5-2を審議します。

事務局から説明してください。

事務局（山本主幹）

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。

27ページ番号5-1は、所有権を移転する者の経営縮小に伴い、隣接で耕作している人が今回買い受けるものです。

番号5-2は、新規就農者である受け人が、知人を通じ規模拡大のため買い受けるものです。

番号5-1及び番号5-2は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、30ページ議案第5号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、31ページ番号1から36ページ番号30までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（山本主幹）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

31ページ番号1から36ページ番号30まで、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

番号1から番号30の選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦担当局長補佐）

報告いたします。39ページから40ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域に係る農地転用届出書の受理について、5件を受理しています。

次に、41ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、4件を受理しています。

次に、42ページから44ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について10件を受理しています。

次に、45ページから46ページの非農地転用現況証明について、7件を証明しています。

次に、47ページから48ページの地目変更登記に係る照会に対する回答ついて、鳥取地方法務局に対して2件を回答しています。

次に49ページから50ページの農地転用現況確認書交付について、9件を交付しています。

報告は以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、県農業会議会議員の事務報告について。

（鳥取県農業会議会議員の事務報告）

事務局（日浦担当事務局長補佐）

（ 事 務 連 絡 ）

事務局（宅和事務局長）

先月の総会での宿題でございました機構集積協力金について、今日資料をお配りしております。先月の総会では、中間管理機構に10年以上農地を貸し出した場合は、場合によっては協力金が出るというようにお話をさせていただいて、詳しい話ができていませんでしたので、今回資料を配らせていただいたところです。4月27日に31年度の新年度の機構集積協力金の要綱が国から県を通じて市にきました。それを見たら、機構に10年以上貸し出した場合、今まで10アールあたり5,000円出ていたものを耕作者集積協力金といますが、これが31年度から廃止という事になっていました。残る機構集積協力金は、地域に出る地域集積協力金と個人に出る経営転換協力金の2つになったということです。単価の方も以前より低くなっています。経営転換協力金というのは今までもあったのですが、全ての自作地を10年以上機構に貸し付けて且つ農地が機構から受け手に貸し付けられた場合に、協力金として交付金が支給されるというものです。これの支給を受けるための手続きですが、これは農林課から該当の方に対し、年度末の方になると思いますが、申請するよう案内文を出すということになっています。それに対し、地権者さんが請求書を提出するという流れになっております。詳しい事は農林課の農政担当の方に問い合わせただければと思います。

議長（高西会長）

何か質問はありませんか。

田中農業委員

そしたら、集積協力金の過渡期で2年とか3年が発生しているってことか。

事務局（宅和事務局長）

集積協力金の過渡期というか、最初の時点からだんだん金額的にも縮小していく計画だったようです。最初は早く機構に集積したいということがありますので、単価を高くしていた訳です。それが26年度からスタートしたのですが、毎年少しずつ単価が低くされており、31年度からは耕作者集積協力金が廃止されたという流れになっています。

田中農業委員

例えば、利用権設定の期間が2年とか5年とか10年とか20年とかね、それがなぜですかという素朴な疑問をぶつけたのです。中間管理だったら一定でいいのではないかなって。相対の場合はいろいろ1年とか3年とかお互いなので、中間管理だったらみんな一緒にいいんじゃないかなあと、素朴な質問。

事務局（宅和事務局長）

協力金を貰うためには最低でも10年以上貸付けるというのが一つの要件になっているようです。それより短い場合は、協力金は貰えないことになります。

田中農業委員

だから協力金が絡んでいるから、その過渡期でいろいろ利用権の設定期間があるのですよということで理解していいのか。

事務局（宅和事務局長）

協力金の過渡期ではなく、地権者の意向で3年までしか貸せないとか5年までしか貸せないとか、あまり先まで契約したくないという方がおられます。

田中農業委員

地権者の希望を中間管理が汲み入れて、それを設定したと理解したらいいと。

事務局（宅和事務局長）

そういうふうをお願いします。

議長（高西会長）

一番長いのは30年だったかな。

事務局（宅和事務局長）

一番長いのは、可能な年数は50年だったと思います。

議長（高西会長）

今、5年経過して国が見直していろいろやっておられます。また注意して見ていかないといけませんね。
これを持ちまして、第2回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後4時5分